

目次

20200306新型コロナウイルス対応の労務管理.pdf	1
20200414コロナ 関連対策.pdf	3
20200515臨時事務所ニュース.pdf	4
20200522臨時事務所ニュース(第2版).pdf	5
20200616更新 コロナ関連資料リンク先一覧.pdf	6
20200626 臨時事務所ニュース第4版 標準報酬月額の特例改定.pdf	7

新型コロナウイルス対応の労務管理

2020/3/6

社労士家村事務所

新型コロナウイルスが猛威をふるっています。皆様の職場におかれましても、労務管理上の悩みが尽きないのではないのでしょうか。

そこで、弊事務所では、厚生労働省のホームページの「新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）」の質問を抜粋して、皆様にお知らせすることといたしました。内容は状況に応じて変化する可能性がありますので、実際に対応される際には、最新の情報をご確認ください。

- 1 風邪の症状がある方、感染が疑われる方への対応

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoudenguefeverqa00007.html#Q1

- 2 感染防止に向けた柔軟な働き方（テレワーク、時差通勤）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoudenguefeverqa00007.html#Q2-1

- 3 雇用調整助成金の特例措置

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoudenguefeverqa00007.html#Q3-1

- 4 労働者を休ませる場合の措置（休業手当、特別休暇など）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoudenguefeverqa00007.html#Q4-1

- 5 その他（変形労働時間制、36協定の特別条項など）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoudenguefeverqa00007.html#Q5-1

<助成金制度>

雇用調整助成金の追加特例

<https://www.mhlw.go.jp/content/000604077.pdf>

小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援（新たな助成金制度）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12600000/000604453.pdf>

Q&Aの内容にご不明の点がありましたら、弊事務所にお問い合わせください。

家村の所感

私たちは今日に至るまで、様々な苦難を経験してきました。記憶に新しいところでは、阪神淡路大震災・東日本大震災・リーマンショック・熊本地震・台風 19 号など、大きな犠牲を払ってきました。人類として、社会として、苦難を乗り越える毎にノウハウを蓄積し、この先、最小限のダメージで済み、多くの犠牲が無駄にならないことを願って頑張ってきました。私も、微力ながら東日本大震災のとき、宮城県石巻市で、1 週間泊まり込みで支援してきました。

今回の新型コロナウイルスも、過ぎてしまえば経験の一つに加えられるに違いありません。

今できることは何か、どう行動すれば、人のため社会のためになるのか、日々悩み、行動する日が続いています。小さくてもできることから一つずつ続けていくことに意味があるのではないのでしょうか。

とりあえず、マスクは洗って使用しています。多くの人に一つでも行き渡りますように。

新型コロナウイルス感染症の最新情報

20200414

厚生労働省のホームページの「新型コロナウイルス感染症について」より、更新された内容をお届けします。

内容は状況に応じて変化する可能性がありますので、実際に対応される際には、最新の情報をご確認ください。

ご質問がございましたら、なんなりとお問い合わせください。

- コロナ支援策をまとめた事業主向けリーフレット
(2020.3.24 版)
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000612981.pdf>
- 新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の拡大について
(2020.4.10 版)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000620879.pdf>
- 4月以降の新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金について
<https://www.mhlw.go.jp/content/11911000/000616032.pdf>
(2020.3.31)
支給要領等、申請受付開始については4月15日(水)頃改めて公表とのこと。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により厚生年金保険料等の納付が困難となった場合の猶予制度について
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10382.html
- 新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）
緊急事態宣言による休業要請等についてのQ&Aが追加されております。
(2020.4.14 時点版)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_ga_0007.html

新型コロナウイルス感染症の最新情報

20200515

社労士家村事務所

厚生労働省のホームページの「新型コロナウイルス感染症について」より、更新された内容をお届けします。内容は状況に応じて変化する可能性がありますので、実際に対応される際には、最新の情報をご確認ください。

ご質問がございましたら、なんなりとお問い合わせください。

◆ 雇用調整助成金について

- ・一定の要件下での助成率の引き上げ R2.4.10 掲載

<https://www.mhlw.go.jp/content/000620879.pdf>

- ・申請書類の簡素化 R2.4.17 掲載

<https://www.mhlw.go.jp/content/000622910.pdf>

- ・生産指標要件の比較方法の拡充 R2.5.5 掲載

<https://www.mhlw.go.jp/content/000628285.pdf> があります。

さらに、本日（5/15）更なる手続きの簡素化が公表されました。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000630379.pdf>

詳細は 5/19 に公表されるそうです。

助成額の引き上げや休業手当を受け取れなかった休業者に直接給付する新たな制度創設等の情報もあり、引き続き情報収集してまいります。

◆ 労働保険料等の申告・納付期限の延長

- ・コロナ対策の影響を踏まえ令和 2 年度労働保険料等の申告・納付期限が 8 月 31 日まで延長されました。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11401500/000628540.pdf>

◆ 新型コロナウイルスに関する Q&A（企業の方向け）

- ・労働者が新型コロナウイルスに完成した場合の労災補償について Q&A が追加されております。（2020.5.14 時点版）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

新型コロナウイルス感染症の最新情報

20200522

社労士家村事務所

厚生労働省ホームページの「新型コロナウイルス感染症について」より、更新された内容をお届けします。内容は状況に応じて変化する可能性がありますので、実際に対応される際には、最新の情報をご確認ください。

ご質問がございましたら、なんなりとお問い合わせください。

◆ 雇用調整助成金について

- ・支給申請マニュアル（休業）（5/19 現在版）

小規模事業主（概ね 20 人以下の会社や個人事業主向け）のマニュアルです。計画届や休業協定書の添付が省略される等、提出書類が簡素化されました。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000631541.pdf>

なお現在、オンライン受付はシステム不具合発生のため停止しています。オンライン受付のマニュアルは、今後変更される可能性を考慮し、今回はリンクをはりません。

- ・短時間休業で雇用を維持（5/20 掲載）

事業所が一斉休業しなくも助成金が申請できることの周知。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000632249.pdf>

- ・教育訓練の拡充（5/20 掲載）

対象となる教育訓練の範囲が拡大されたことの周知。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000632248.pdf>

◆ 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト（事業主向け）について

安全衛生委員会や衛生委員会の資料としてご使用ください（5/14 版）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000617721.pdf>

◆ 新型コロナ感染症による労働災害について

従業員が新型コロナ感染症により休業した場合も私傷病報告の提出が必要となります。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000631412.pdf>

臨時事務所ニュース（第3版） コロナ関連リンク集

6/16更新

社労士家村事務所

厚生労働省ホームページの「新型コロナウイルス感染症について」より、更新された内容をお届けします。内容は状況に応じて変化する可能性がありますので、実際に対応される際には、最新の情報をご確認ください。ご質問がございましたら、なんなりとお問い合わせください

雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金

- 雇用調整助成金簡易版ガイドブック 6/12現在
<https://www.mhlw.go.jp/content/000636721.pdf>
- 雇用調整助成金支給申請マニュアル～小規模事業所 休業編～ 6/12現在
<https://www.mhlw.go.jp/content/000636722.pdf>
- 雇用調整助成金支給申請マニュアル～小規模事業所 訓練編～6/12現在
<https://www.mhlw.go.jp/content/000636723.pdf>
- 雇用調整助成金FAQ 5/29現在
<https://www.mhlw.go.jp/content/000635723.pdf>
- 雇用調整助成金 6/12付け特例措置に関するFAQ 6/15現在
<https://www.mhlw.go.jp/content/000640014.pdf>
- 緊急雇用安定助成金支給申請マニュアル～小規模事業所 6/12現在 6/15一部修正
<https://www.mhlw.go.jp/content/000636724.pdf>
- 雇用調整助成金の上限額を引き上げます（チラシ） 6/12
<https://www.mhlw.go.jp/content/000639789.pdf>
- 生産指標が比較しやすくなりました（チラシ） 6/12掲載 6/13一部改正
<https://www.mhlw.go.jp/content/000639186.pdf>

様式ダウンロードページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouchouseijoseikin_20200410_forms.html

小学校休業等助成金

- リーフレット詳細 小学校休業等助成金 6/12
<https://www.mhlw.go.jp/content/000639323.pdf>
- 支給申請の手引き 5/29
<https://www.mhlw.go.jp/content/000636409.pdf>
- FAQ 6/12
<https://www.mhlw.go.jp/content/000639579.pdf>

その他

- 母性健康管理措置による 休暇取得支援助成金 6/12
<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000639253.pdf>

標準報酬月額の特例改定について

2020/6/26

社労士家村事務所

このたび、日本年金機構から、標準報酬月額の特例改定について案内がありました。詳細については、下記のリーフレットでご確認いただけますが、弊事務所で、留意点を皆様にお知らせすることといたしました。内容は状況に応じて変化する可能性がありますので、実際に対応される際には、最新の情報をご確認ください。

1 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業で著しく報酬が下がった場合、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を翌月から改定することが可能です。
(リーフレット)

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2020/0625.files/01.pdf>

2 特例改定の対象 次のすべてに該当する方

- ・コロナの影響による休業で令和2年4月から7月までの間に、報酬が、これまでの標準報酬月額と比べて2等級以上下がった月がある。
- ・特例改定をすることに、被保険者本人が書面で同意している。

3 対象となる保険料

報酬が急減した翌月の令和2年5月から8月分保険料

4 制度利用上の留意点

- ・固定的賃金の変動がなくても、支払われた報酬が2等級以上下がっていれば対象となる。
- ・被保険者本人の書面による同意が必要。標準報酬月額が下がると、出産手当金や傷病手当金、将来の年金額が下がりうることについて、十分に理解してもらう必要がある。
- ・特例による保険料減額期間は最長でも4か月間。9月以降は、原則として定時決定により決定された標準報酬月額となる。
- ・申請は令和3年2月1日まで受付。遡及申請が可能だが、申請により保険料が遡及して減額される場合、被保険者に適切に保険料を返還する必要がある。

ご不明の点がありましたら、弊事務所にお問い合わせください。